建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 12 月 20 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成24年９月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　島津システムソリューションズ株式会社　小野瀬荘樹　京都府京都市中京区西ノ京徳大寺町１　国土交通大臣許可（般―19）第17765号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年９月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 12 月 20 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成24年９月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　白鳥工業株式会社　石黒　良彦　奈良県奈良市柏木町51―１　国土交通大臣許可（般特―20）第17852号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、管工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年９月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 12 月 20 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成24年９月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社協立化工設備　山本　俊明　大阪府守口市南寺方東通１―１―６　国土交通大臣許可（般―23）第21995号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年９月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 12 月 20 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成24年10月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社三協テック関西　野原　辰男　大阪府堺市西区浜寺石津町中２―６―37　国土交通大臣許可（般―24）第17302号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年10月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１４１９号

東京都世田谷区羽根木１丁目８番１―104号
債務者　久保　克則
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後４時30分

横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５２８号

岡山市中区関411番地　コスモハイツ関512号室、旧住所岡山市瀬戸町沖226番地１　カーサ沖302
債務者　大角　郁子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前10時

岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７４号

熊本県八代郡氷川町宮原栄久45番地
債務者　木村　人美（旧姓猪原）
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午前10時30分

熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第１２８５０号

東京都江戸川区松江２丁目15―８―905
債務者　小林　　純
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月７日午後４時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８５１号

東京都江戸川区松江２丁目15―８―905
債務者　小林　寿代
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月７日午後４時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９３０号

東京都練馬区田柄１丁目21―17
債務者　菱沼　洋滋
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月７日午後４時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９９７号

東京都足立区東和５丁目１―５―310
債務者　山本　佳祐
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月７日午後４時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７６号

静岡県藤枝市大手１丁目25番30号、旧住所京都市北区小山初音町６番地６　ヴィラ・フロレスタ303
債務者　松田　市子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午前10時

静岡地方裁判所民事第２部